

熊本県公報

号外 第15号
令和6年(2024年)
3月11日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1
- 熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則等の一部を改正する規則…………… (") 24

登 載 依 頼

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月11日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第7号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
第1条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第1項」を「第2項」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬の支給の基礎となる勤務時間数)
第9条の2 前3条の報酬の支給の基礎となる勤務時間数の計算方法は、常勤職員の例による。

第11条第5項中「100分の125」を「100分の130」に改める。

第14条中「368,800円」を「369,500円」に、「45,000円」を「45,500円」に改める。

第20条第3項中「100分の125」を「100分の130」に改める。

附則第2項中「第6条に規定する」を「第6条の規定により」に、「第18条まで及び第20条」を「第18条まで」に、「手当の額の規定の変更があった場合には、当該変更日の属する年度においては、なお従前の例による。」を「手当の額の規定の変更があった場合における会計年度任用職員に対する変更後の規定の適用について、必要に応じて人事委員会が別に定めるものとする。」に改める。

別表第1(その1)から(その7)を次のように改める。

別表第1(第5条関係)
 (その1) 研究職給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	162,500
2	163,600
3	164,800
4	165,900
5	167,000
6	168,300
7	169,600
8	170,900
9	171,900
10	173,600
11	175,200
12	176,900
13	178,300
14	180,200
15	182,100
16	184,100
17	185,800
18	187,900
19	190,100
20	192,100
21	194,100
22	196,100
23	198,100
24	199,900
25	201,700
26	203,900
27	206,000
28	208,100
29	210,200
30	211,300
31	212,600
32	213,900
33	215,600
34	217,300
35	219,100
36	220,700
37	222,200
38	224,100
39	226,000
40	227,700
41	229,400
42	231,000
43	232,700
44	234,200
45	235,700
46	237,200
47	238,700
48	240,100

49	241,500
50	243,200
51	244,800
52	246,200
53	247,400
54	249,000
55	250,600
56	252,000
57	253,200
58	254,400
59	255,300
60	256,200
61	257,100
62	257,900
63	258,700
64	259,500
65	260,300
66	261,100
67	261,800
68	262,400
69	263,000
70	264,000
71	265,200
72	266,200
73	267,400
74	268,600
75	269,600
76	270,600
77	271,600
78	272,600
79	273,600
80	274,500
81	275,500
82	276,600
83	277,700
84	278,600
85	279,500
86	280,400
87	281,300
88	282,000
89	282,800
90	283,900
91	284,900
92	285,900
93	286,800
94	287,700
95	288,700
96	289,600
97	289,900
98	290,800
99	291,500
100	292,400

101	293,300
102	293,900
103	294,600
104	295,300
105	295,800
106	296,300
107	296,800
108	297,200
109	297,400
110	297,800
111	298,100
112	298,300
113	298,600
114	298,900
115	299,200
116	299,500
117	299,800
118	300,100
119	300,300
120	300,600
121	300,900

備考

この表は、研究員に適用する。

(その2) 医療職 (1) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	346,600
2	349,600
3	352,400
4	355,300
5	357,800
6	360,800
7	363,800
8	366,600
9	368,700
10	371,200
11	373,900
12	376,400
13	379,100
14	382,500
15	385,500
16	388,800
17	391,800
18	394,400
19	396,800
20	399,300
21	401,900
22	403,900
23	405,500
24	407,100
25	408,800
26	411,000
27	413,100
28	415,100
29	417,200
30	419,300
31	420,900
32	422,600
33	424,500
34	426,000
35	427,800
36	429,600
37	431,500
38	433,500
39	435,300
40	437,200
41	439,000
42	440,700
43	442,400
44	444,200
45	446,000
46	447,800
47	449,500
48	451,200

49	452,800
50	454,500
51	456,200
52	457,900
53	459,800
54	461,000
55	462,200
56	463,400
57	464,400
58	465,400
59	466,300
60	467,100
61	467,900
62	468,600
63	469,300
64	469,900
65	470,600
66	471,300
67	471,900
68	472,500
69	472,800
70	473,400
71	474,100
72	474,800
73	475,200
74	475,800
75	476,500
76	477,200
77	477,600
78	478,200
79	478,800
80	479,300
81	479,900
82	480,400
83	480,900
84	481,400
85	481,800
86	482,400
87	482,800
88	483,300
89	483,800
90	484,400
91	485,000
92	485,400
93	485,900
94	486,500
95	487,100
96	487,600
97	488,100

備考

この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(その3) 医療職 (2) 給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	167,200
2	168,600
3	170,000
4	171,400
5	172,700
6	174,500
7	176,200
8	177,800
9	179,400
10	181,100
11	182,700
12	184,600
13	186,000
14	187,800
15	189,800
16	191,600
17	193,500
18	194,700
19	196,200
20	197,600
21	198,800
22	200,300
23	201,700
24	203,000
25	204,600
26	205,600
27	206,700
28	207,800
29	209,000
30	210,100
31	211,200
32	212,300
33	213,700
34	215,000
35	216,300
36	217,500
37	218,500
38	219,500
39	220,500
40	221,500
41	222,400
42	223,200
43	224,000
44	224,900
45	225,800
46	226,700
47	227,600
48	228,500

49	229,200
50	230,100
51	231,000
52	231,800
53	232,100
54	232,900
55	233,500
56	234,200
57	234,800
58	235,400
59	235,900
60	236,400
61	237,000
62	237,500
63	238,000
64	238,600
65	239,100
66	239,600
67	240,200
68	240,700
69	241,200
70	241,700
71	242,100
72	242,600
73	243,100
74	243,600
75	244,100
76	244,600
77	244,900
78	245,200
79	245,500
80	245,700
81	245,900
82	246,200
83	246,500
84	246,700
85	246,900

備考

- 1 この表は、薬剤師、獣医師及び栄養士に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、臨床検査技師とし、この表を適用する。

(その4) 医療職 (3) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	183,500
2	184,900
3	186,400
4	187,800
5	189,300
6	190,800
7	192,300
8	193,800
9	195,000
10	196,700
11	198,300
12	199,800
13	201,200
14	203,200
15	205,300
16	207,300
17	209,300
18	211,300
19	213,400
20	215,400
21	217,300
22	219,000
23	220,700
24	222,400
25	223,700
26	225,000
27	226,100
28	227,100
29	228,200
30	229,000
31	229,800
32	230,500
33	231,600
34	232,800
35	233,900
36	234,900
37	235,900
38	237,200
39	238,500
40	239,700
41	240,500
42	241,500
43	242,500
44	243,500
45	244,500
46	245,500
47	246,400
48	247,200

49	248,000
50	248,900
51	249,800
52	250,600
53	251,200
54	252,100
55	253,000
56	253,800
57	254,500
58	255,400
59	256,000
60	256,800
61	257,500
62	258,200
63	258,900
64	259,600
65	260,200
66	260,900
67	261,500
68	262,100
69	262,700
70	263,300
71	264,100
72	264,900
73	266,100
74	267,200
75	268,200
76	269,200
77	270,100
78	271,000
79	271,900
80	272,800
81	273,600
82	274,500
83	275,400
84	276,000
85	276,700
86	277,400
87	278,100
88	278,800
89	279,600
90	280,400
91	281,200
92	282,000
93	282,800
94	283,800
95	284,700
96	285,600
97	286,200
98	286,800
99	287,400
100	288,300

101	289,100
102	289,900
103	290,700
104	291,500
105	292,100
106	292,600
107	293,100
108	293,500
109	293,700
110	294,000
111	294,200
112	294,500
113	294,800
114	295,000
115	295,300
116	295,500
117	295,800
118	296,100
119	296,400
120	296,700
121	297,000
122	297,400
123	297,700
124	298,100
125	298,300
126	298,500
127	298,800
128	299,200
129	299,400
130	299,700
131	300,100
132	300,500
133	300,700
134	301,000
135	301,400
136	301,700
137	301,900
138	302,200
139	302,600
140	302,900
141	303,100
142	303,500
143	303,900
144	304,200
145	304,400
146	304,600
147	304,900
148	305,300
149	305,500
150	305,700
151	306,000
152	306,300

153	306,700
154	306,900
155	307,100
156	307,400
157	307,700
158	308,000
159	308,300
160	308,600
161	309,000
162	309,300
163	309,600
164	309,900
165	310,300
166	310,600
167	310,900
168	311,200
169	311,600

備考

- 1 この表は、保健師及び看護師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助産師及び准看護師とし、この表を適用する。

(その5) 教育職 (2) 給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	177,200
2	178,700
3	180,300
4	181,800
5	183,400
6	185,300
7	187,100
8	189,000
9	190,700
10	192,800
11	194,800
12	196,800
13	198,800
14	200,900
15	203,000
16	205,100
17	207,300
18	209,400
19	211,600
20	213,500
21	215,700
22	217,300
23	218,800
24	220,300
25	221,800
26	223,000
27	224,200
28	225,500
29	226,800
30	228,300
31	229,900
32	231,300
33	232,700
34	234,400
35	236,200
36	237,700
37	239,100
38	240,600
39	242,100
40	243,600
41	245,000
42	246,300
43	247,500
44	248,600
45	249,700
46	250,900
47	252,100
48	253,100

49	254,200
50	255,500
51	256,700
52	258,000
53	259,100
54	260,300
55	261,600
56	262,600
57	263,700
58	264,400
59	265,400
60	266,400
61	267,300
62	268,100
63	268,900
64	269,700
65	270,800
66	272,100
67	273,400
68	274,700
69	275,900
70	277,100
71	278,300
72	279,500
73	280,500
74	281,500
75	282,500
76	283,400
77	284,300
78	285,200
79	286,100
80	287,000
81	287,800
82	288,900
83	289,900
84	290,900
85	291,900
86	292,900
87	293,900
88	294,900
89	296,000
90	297,100
91	298,200
92	299,200
93	299,700
94	300,700
95	301,800
96	303,000
97	304,000
98	305,100
99	306,100
100	307,100

101	307,900
102	309,000
103	310,000
104	311,000
105	311,600
106	312,500
107	313,300
108	314,100
109	314,800
110	315,200
111	315,600
112	316,100
113	316,600
114	317,000
115	317,500
116	317,900
117	318,400
118	318,900
119	319,300
120	319,800
121	320,300
122	320,700
123	321,200
124	321,700
125	322,300
126	322,600
127	322,900
128	323,200
129	323,400
130	323,700
131	324,000
132	324,300
133	324,500
134	324,700
135	324,900
136	325,200
137	325,500
138	325,700
139	326,000
140	326,300
141	326,500
142	326,700
143	327,000
144	327,200
145	327,500
146	327,700
147	328,000
148	328,300
149	328,500
150	328,700
151	329,000
152	329,300

153	329,500
-----	---------

備考

- 1 この表は、講師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

(その6) 教育職 (3) 給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	177,200
2	178,700
3	180,300
4	181,800
5	183,400
6	185,300
7	187,100
8	189,000
9	190,700
10	192,800
11	194,800
12	196,800
13	198,800
14	200,900
15	203,000
16	205,100
17	207,300
18	209,400
19	211,600
20	213,500
21	215,700
22	217,300
23	218,800
24	220,300
25	221,800
26	222,900
27	224,000
28	225,200
29	226,700
30	228,200
31	229,700
32	231,200
33	232,500
34	234,100
35	235,800
36	237,200
37	238,500
38	239,900
39	241,300
40	242,700
41	244,000
42	245,300
43	246,500
44	247,800
45	249,100
46	250,400
47	251,600
48	252,700

49	253,800
50	255,100
51	256,400
52	257,400
53	258,500
54	259,900
55	260,900
56	261,900
57	262,900
58	263,900
59	264,900
60	265,900
61	266,800
62	267,500
63	268,200
64	268,800
65	269,500
66	270,700
67	271,800
68	272,900
69	274,200
70	275,600
71	276,800
72	278,000
73	278,800
74	279,700
75	280,700
76	281,700
77	282,600
78	283,600
79	284,700
80	285,500
81	286,300
82	287,100
83	287,900
84	288,700
85	289,600
86	290,400
87	291,100
88	291,900
89	292,800
90	293,700
91	294,600
92	295,300
93	295,600
94	296,300
95	297,000
96	297,700
97	298,400
98	299,200
99	300,000
100	300,700

101	301,400
102	301,800
103	302,200
104	302,600
105	302,800
106	303,100
107	303,400
108	303,600
109	303,800
110	304,000
111	304,300
112	304,600
113	304,800
114	305,000
115	305,200
116	305,500
117	305,800
118	306,000
119	306,300
120	306,600
121	306,800
122	307,000
123	307,200
124	307,500
125	307,800

備考

- 1 この表は、講師に適用する。
- 2 条例別表に定める人事委員会規則で定める職は、助教諭とし、この表を適用する。

(その7) 行政職給料・報酬表

号給	給料月額
	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500

49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200
63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

備考

この表は、他の給料・報酬表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

勤務しなかつた全期間

(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超えたる場合には、その勤務しなかつた全期間
(9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務しなかった場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間（公務上の負傷若しくは疾病等により勤務しなかつた期間を除く。）

(10) 前各号の期間の計算に関し、必要な事項は、人事委員会が定める。
1 1 第11条第9項の規定は、第9項に規定する条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間の算定については、第10項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

1 2 前項の期間の算定については、第10項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

1 3 成績率は、100分の205の範囲内で、基準日以前における直近の人事評価の結果を踏まえ、任命権者が定めるものとす。この場合において、任命権者は、勤奨手当の額の総額が、任命権者に所属する第1号会計年度任用職員の勤奨手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で成績率を定めんとする。

1 4 前項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において法第29条第1項の規定による懲戒処分を受けた第1号会計年度任用職員の成績率は、次の各号に掲げる規定に懲戒処分を受けた者の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める割合の範囲内で任命権者が定めるものとする。

- (1) 停職の処分を受けた者 100分の40以下
- (2) 減給の処分を受けた者（第1号に該当する者を除く。） 100分の50以下
- (3) 戒告の処分を受けた者（第1号及び第2号に該当する者を除く。） 100分の60以下

1 5 第13項の規定により、第1号会計年度任用職員の成績率を定めるに当たっては、任命権者が所属する第1号会計年度任用職員のうち、特優秀な第1号会計年度任用職員及び優秀な第1号会計年度任用職員と併せて、前各号に掲げる規定に定める範囲内に於て、第1号会計年度任用職員に該当する者を除くこととする。ただし、この場合、任命権者は、あらかじめ人事委員会の協議を経て、別段の取り扱いをすることとする。

1 6 第1号会計年度任用職員の勤奨手当に関しては、前各項に規定する事項を除き、常勤職員の例による。

第20条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

第20条第2項中「100分の122.5」を「100分の122.5」に改める。
(第2号会計年度任用職員の勤奨手当)

第20条の2 第2号会計年度任用職員の勤奨手当は、任期が6月以上の者（同一会計年度内における会計年度任用職員として任期を合算すると任期が6月以上となる者を含む。）及び前会計年度から引き続き会計年度任用職員に任用された者のうち、当該会計年度に引き続いて前会計年度の任期を合算すると、任期が6月以上となるものを除く。この場合、当該第2号会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。

- (1) 休職者（公務傷病等による休職者を除く。）
- (2) 第11条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する者
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている者のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する者以外のもの
- (4) その他常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める者

2 前項の勤奨手当は、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（次の各号に掲げる者を除く。）についても支給する。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であった者
- (2) その退職の後基準日までの間に於いて新たに条例の適用を受ける者（当該基準日に係る勤奨手当の支給を受ける者に限る。）
- (3) 第11条第2項第3号に該当する者

3 第11条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

4 第11条の2第5項及び同条第7項から第15項の規定は、第2号会計年度任用職員「勤奨」とあるのは「第2号会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

5 第2号会計年度任用職員の勤奨手当に関しては、前各項に規定する事項を除き、常勤職員の例による。

附 則
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則」という。）第14条、附則第2項及び別表第1の規定は、令和6年3月1日から適用する。ただし、令和5年12月に期末手当を支給された会計年度任用職員に係るこれらの規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則第11条及び第20条の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の会計年度任用職員給与等規則の規定による給与の内払とみなす。

熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月11日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則等の一部を改正する規則

（熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部改正）
第1条 熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則（平成13年熊本県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「育児短時間勤務職員等」の次に「（附則第2項において「育児短時間勤務職員等」という。）」を加える。

附則に次の1項を加える。
2 育児休業条例附則第3項（附則第4項の規定により読み替えられた育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた一般職員給与条例附則第12項、県立学校職員給与条例附則第14項又は読み替町立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、これらの規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

（熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 熊本県再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則（令和5年熊本県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「法律第63号」の次に「。以下「令和3年改正法」という。」を加え、同項第2号中「暫定再任用職員」の次に「（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の熊本県再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。